

区長への手紙のお答え

受付番号第 115 号

平成24年 7月13日

ライトシード有限会社

取締役 庄司 隆広 様

葛飾区長 青木 克徳

過日、「区長への手紙」により、ご意見・ご要望をいただいたことについて、下記のとおりお答えいたします。

記

東金町小学校付近の空間放射線量について、お答えいたします。

現在本区では、幼稚園・保育園・小中学校など、主に子どもが利用する公共施設の植込地、雨どい周辺、排水溝や雨水桝、遊具周辺等の局所的に放射線量が高いと思われる場所について地上1センチメートルと1メートルの高さで空間放射線量測定を実施しております。これまでの測定地点は約500施設、13,000地点以上でとなっております。測定した空間放射線量が毎時1マイクロシーベルト以上となった場合につきましては、土や泥の除去、水によるブラッシング等による簡易な除染及び除染後の再測定を実施しています。測定結果については、区のホームページに記載しておりますので、ご参照ください。

葛飾区ホームページ（葛飾区の放射線対策）

<http://www.city.katsushika.lg.jp/houshasen/index.html>

このように、現在は上述の公共施設における局所的に高い放射線量を示すマイクロホットスポットでの測定・除染につきまして、引き続き実施しております。

このたびご連絡いただいた、東金町小学校付近の歩道、L型側溝及び東金町3-20-12付近のL型側溝の堆積物につきましても、既に場所の確認を実施しております。しかしながら、道路上で土や泥の除去を行った場合に発生する土壌の処理に関して、現在検討を重ねているところです。土壌の処理に関して対応を決定し、準備ができ次第、上記同様の高さで空間放射線量を測定し、測定値が毎時1マイクロシーベルト以上となった場合につきましては、土や泥の除去、水によるブラッシング等による簡易な除染及び除染後の再測定を行う予定でございます。

なお、要請についての回答は以下のとおりでございます。

（1）周辺住民等への通知についてでございますが、土壌の処理対策と併せ、今後の対応を検討してまいります。

(2) 除染基準の緩和についてでございますが、この除染基準については、文部科学省および日本原子力研究開発機構が発表した「学校等における放射線測定の手引き」と文部科学省が発表した「福島県以外の地域における周辺より放射線の高い箇所への文部科学省の対応について」を基に、本区における、主に子どもが利用する公共施設における局所的な空間放射線量の対策としているものでございます。具体的には、文部科学省が50センチメートルないし地上1メートルの高さで周辺より毎時1マイクロシーベルト以上空間放射線量が高い場合を基準としているのに対し、本区は、より区民の方に安心を感じていただけるよう、測定値が地上1センチメートル、地上1メートルいずれにおいても毎時1マイクロシーベルト以上となった場合は、除染をすることとしたものです。

このように区では、文部科学省が定める基準を上回る空間放射線量低減の取り組みを行っており、毎時1マイクロシーベルト以上とした、除染の基準を変える予定はございません。

なお、毎時1マイクロシーベルト未満であっても比較的高い数値を示した箇所については、清掃等維持管理のなかで空間放射線量の低減に努めてまいります。

(3) 核種分析と結果の公表でございますが、上述の文部科学省のガイドラインにおいて、局所的な汚染に対する除染の判断は、空間放射線量で判断することとされておりますので、核種分析を含めた土壌の調査を実施する予定はございません。

このことについての担当は、地域振興部放射線対策室 山崎です。

電話3695-1111 内線(2282)